

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式に係る方針を以下のとおりとしています。

- ・取締役会は、毎年、保有する個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、中長期的に当社企業価値の維持・向上に資するか否か等を確認の上、保有の適否を検証します。
 - ・検証の結果、保有する合理性・必要性が乏しいと判断した場合、適宜・適切に当該株式の売却を進めます。
 - ・政策保有株式に関わる議決権行使は、当該企業の議案内容や決算状況を勘案した上で、当社および当該企業の企業価値の維持・向上に資するか否かの観点に基づき、議案への賛否を主体的に判断します。
- 上記方針に従い、当社が保有する上場株式について、取締役会において、以下の観点から保有の適否を検証しました。

- ・ガス・電力・サービス等の事業の維持・拡大への貢献
- ・事業運営に不可欠な資金・資材・原料等の安定調達への貢献
- ・保有株式の含み損益・配当状況

検証の結果、保有意義は有するものの持高の圧縮が可能である銘柄、保有意義が希薄化した銘柄の有無を確認しました。当該銘柄については、一部または全数売却に向けた対応を進めます。また、それ以外の銘柄においても今後保有意義の低下などを確認できた場合には、都度売却に向けた対応を進めます。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

会社や株主共同の利益を害することのないよう、取締役の競業取引および利益相反取引については、法令に基づき取締役会による承認を得るとともに、当該取引を行った取締役に取引実施後の報告を求めています。その他の関連当事者間取引については、毎年調査しており、法令に基づき適切に開示しています。

【補充原則2 - 4 - 1 中核人材の登用等における多様性の確保】

「Compass2030」の実現に向け、社員一人ひとりが知識・能力・経験を最大限発揮できる活力あふれる組織の実現を目指すべく、ダイバーシティ&インクルージョントップコミットメントを掲げ、多様な働き方と多様な人材の活躍を推進しています。多様な人材が属性だけでなく経験・価値観・思い等が異なる一人ひとり違った価値ある存在として自分の考えを自由闊達に発し、互いに切磋琢磨しながら未来を切り拓く挑戦を積み重ね、イノベーションを起こし、新たな価値を生み出すことを目指しています。

女性活躍については、ダイバーシティ&インクルージョン推進の端緒として位置づけ、管理職の登用の目標を設定し実績を当社ホームページ等で開示しています(www.tokyo-gas.co.jp/recruit/diversity/career/index.html)。女性の更なる活躍に向けて、育児に関する法定以上の人事制度を設けるとともに、女性のキャリア研修・経営人材の育成を目的に外部研修への参加等を実施しています。また多様化する事業に対応するため、専門性の高い人材を採用すべく中途採用を行い、全採用者の19%になっており採用実績を当社ホームページで開示しています(www.tokyo-gas.co.jp/recruit/(キャリア採用ページ内に表示))。

外国人については、当社の海外子会社において、現地採用を行っており、それぞれの地域事情に精通する人材を国籍問わず採用しております。現地の法制度・商習慣に詳しく、現地のネットワークを持つ人材は海外事業で重要な役割を果たすことから、今後も現地採用の増加を検討していきます。また、国内の採用においても、国籍を問わない人物重視の採用を行っており、外国籍の方も入社しております。

当社では記載の通り一人ひとりの経験・価値観・思い等、目には見えない違いがある多様な人材の活躍を推進していることから、外国人・中途採用者等特定の属性の社員に限定した管理職登用の目標は設定していません。なお、労働人口の約半数を占める女性社員については、定量的な管理職登用の目標を設定することによって、更なる活躍の場を提供することが望ましいと考えております。今後も、性別・採用形態・国籍等を問わず、一人ひとりの能力・経験・キャリア志向に合わせた人材育成と能力・業務実績に合わせた公正な管理職登用を行ってまいります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

受益者への安定的な年金給付のため、財務部門に積立金の運用担当者複数人を計画的に登用・配置し、専門性の向上を図っています。また、経理・財務および人事部門の代表で構成される資産運用委員会による運用状況のモニタリングや外部コンサルタントの活用により、適切な運用・管理に努めています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(1)経営理念・戦略、中長期経営計画

グループ経営理念、グループ経営ビジョン「Compass2030」、Compass2030実現のための具体的な道筋「Compass Action」、2023-2025年度グループ中期経営計画「Compass Transformation 23-25」および供給計画を当社ホームページで開示しています。

・グループ経営理念 (www.tokyo-gas.co.jp/about/policy/index.html)

・グループ経営ビジョン「Compass2030」 (www.tokyo-gas.co.jp/Press/20191127-01.pdf)

・Compass2030実現のための具体的な道筋「Compass Action」 (www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20211126-02.pdf)

・2023-2025年度グループ中期経営計画「Compass Transformation 23-25」 (www.tokyo-gas.co.jp/news/press/20230222-05.pdf)

・供給計画 (www.tokyo-gas.co.jp/IR/library/plan_j.html)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方は、前記「1. 基本的な考え方」記載のとおりです。

基本方針は当社ホームページにて開示しています (www.tokyo-gas.co.jp/IR/gvnc/pdf/policy.pdf)。

(3)役員報酬の決定方針・手続

役員(取締役および執行役)の個人別の報酬等については、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会にて「役員報酬に関わる基本方針」を定め、その方針に基づき、決定します。「役員報酬に関わる基本方針」等の役員報酬に関わる事項については、後述の「[取締役・執行役報酬関係]」に記載しています。

(4)取締役・執行役選任と経営陣幹部の選定・解職の方針・手続・個々の理由

取締役・執行役の選任

取締役は、「企業経営を深化させるための知識」「企業変革に導くためのマインド」「企業課題を極めるための質問力」を有する者とします。社外取締役は、当社グループの経営ビジョン「Compass2030」の達成に向けた監督に必要なスキル、社内の取締役・執行役の知見、経験を補完するスキルを保有する者であって、当社の定める「社外取締役の独立性の判断基準」を満たす者とします。社内取締役は、代表執行役社長を除き全員を非執行とし、取締役会の実効性を担保するために適時適切に議案提供・情報提供を行う役割を担える者とします。

取締役の選任については、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会にて株主総会の議案内容を決定し、株主総会招集通知の株主総会参考書類にてその理由を開示しています (www.tokyo-gas.co.jp/IR/event/shm_j.html)。また、取締役会から委任を受けた会社の業務執行の決定等を行う執行役の選任については、指名委員会にて議案内容を決定し、取締役会にて選任します。

経営陣幹部の選定・解職

執行役社長(CEO)は、経営者としての十分な経験・実績・環境変化に対応しうる変革力・決断力、緊急時に即応できる判断力・統率力を有し、公益的使命・社会的責任を全うできる者とします。

執行役社長(CEO)が公序良俗に反する行為を行った場合、職務懈怠により企業価値を毀損させた場合、職務の継続が困難となった場合等、前述の選定基準を満たさなくなったときは、解職します。

執行役社長(CEO)の選定・解職は、指名委員会の審議を経て取締役会にて決定し、役員人事に関する適時開示資料にてその理由を開示します。

[補充原則3 - 1-3 サステナビリティについての取り組み等]

< サステナビリティについての取り組み >

当社グループは「事業活動を通じて社会課題の解決によって社会価値および財務価値を創出し、持続可能な社会の実現に貢献していくこと」をサステナビリティ推進の考え方としています。この考え方のもと、事業活動を通じてマテリアリティ(サステナビリティ上の重要課題)に取り組み、ESGを重視した経営とSDGsの達成に幅広く貢献していくことを目指しています。人的資本、知的財産への投資、気候変動に関するTCFDの枠組みに基づく開示等を含めた具体的な内容は、東京ガス統合報告書 (www.tokyo-gas.co.jp/IR/library/anurp_j.html)、東京ガスグループサステナビリティサイト (www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/index.html) で開示しています。

[補充原則4 - 1 - 1 取締役会による経営陣への委任範囲]

取締役会は、法令または定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定を行います。執行役は、取締役会から委任を受けた会社の業務執行の決定等を行い、必要に応じてその業務執行の状況を取締役会に報告しています。なお、経営に係る重要な事項については、執行役を中心に原則として毎週開催する経営会議において審議しています。

[原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

資本・取引・縁戚などを社外取締役の独立性判断項目として、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、独立性があることを指名委員会において確認しています。当社の定める「社外取締役の独立性の判断基準」については、当社ホームページで開示しています (www.tokyo-gas.co.jp/IR/gvnc/pdf/independence.pdf)。

[補充規則4 - 11 - 1 取締役会の全体としての考え方]

指名委員会等設置会社として、取締役会がより効果的に監督機能を果たすため、執行役を兼ねる取締役は代表執行役社長1名のみとし、執行と監督の機能を明確に分離し、緊張感のある経営を実現します。その上で、多様性と客観性のある監督を取締役会運営の中心に置くため、2/3程度を社外取締役で構成しています。取締役に求めるスキル・役割については、前述の「[原則3 - 1 情報開示の充実] (4)取締役・執行役選任と経営陣幹部の選定・解職の方針・手続・個々の理由」に記載しています。また、社外取締役のスキル・マトリックスについては、株主総会招集通知の株主総会参考書類にて開示しています (www.tokyo-gas.co.jp/IR/event/shm_j.html)。

[補充原則4 - 11 - 2 取締役の兼任状況]

取締役の重要な兼任状況については、株主総会招集通知の株主総会参考書類にて開示しています (www.tokyo-gas.co.jp/IR/event/shm_j.html)。

[補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

取締役会の実効性の維持・向上のため、各取締役によるアンケート形式の自己評価および第三者評価等を踏まえ、取締役会において議論することにより、取締役会の実効性についての分析・評価を行いました。指名委員会等設置会社への移行から6か月後に実施した取締役会の実効性評価では、第三者評価において「取締役会の実効性は概ね良好な水準で確保されている」とされています。取締役会の意思決定に関する評価では、指名委員会等設置会社への移行前より高得点となりました。執行役への大幅な権限の委任が進められたことから、執行の意思決定のスピードアップにも繋がっていると評価しています。一方、取締役会の監督機能に関する評価では、モニタリング方法の整備は道半ばとされており、今後、取締役会の監督機能の充実をどう図っていくかについて、取締役会において議論しています。取締役会の実効性をさらに高めるためには不断の努力が必要であり、今後も継続的に業務理解に資する取り組みを推進することに加え、モニタリングモデルとしての取締役会の在り方の共通認識を形成し、実践していくことを確認しています。

[補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング方針]

取締役に対して、就任時に取締役の責務を理解する機会の提供、在任中に知識更新のための講習等の提供・支援を行います。社外取締役に對

しては、当社グループの事業、財務、組織等に関する情報提供等を定期的に行います。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するため、以下の体制整備、取り組みを行います。

- ・株主との対話を統括する経営陣は、総務を担当する執行役員等とします。
- ・対話を補助する部門間での情報共有を密に行います。
- ・投資家説明会やIR活動などの機会を通じ、積極的に対話を実施します。
- ・株主との対話の内容については、定期的に経営陣にフィードバックし、企業価値の向上に役立てます。
- ・株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏えい防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,661,400	16.53
日本生命保険相互会社	31,296,121	7.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	26,539,000	6.12
東京瓦斯グループ従業員持株会	9,056,042	2.09
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	8,555,755	1.97
富国生命保険相互会社	7,472,200	1.72
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口	7,098,000	1.64
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	6,162,973	1.42
JP MORGAN CHASE BANK 385781	5,535,054	1.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,532,085	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

(1) 上記【大株主の状況】は、2022年12月31日現在の状況を記載しています。

(2) 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち218千株については、当社の役員等向け株式交付信託の信託財産として保有する株式になります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	3月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
斎藤 一志	他の会社の出身者											
高見 和徳	他の会社の出身者											
枝廣 淳子	他の会社の出身者											
引頭 麻実	他の会社の出身者											
大野 弘道	他の会社の出身者											
関口 博之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
斎藤 一志						斎藤一志氏が有する、不動産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に海外事業において育まれたグローバルなビジネス感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。
高見 和徳						高見和徳氏が有する、電機産業の役員として培われた広い視野と高い見識に基づく経営能力、特に家電事業において育まれた消費者目線からのマーケティング感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。

枝廣 淳子						<p>枝廣淳子氏が有する、ジャーナリスト、クリエイターとして培われたエネルギーとサステナビリティに関する高度な知見と発信能力および豊富な地域実践体験は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。</p>
引頭 麻実						<p>引頭麻実氏が有する、金融分野におけるアナリスト、アドバイザーとして培われた高度で多様な経営分析・指導、監視機関の経験の中で育まれたリスク視点からのマネジメント感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。</p>
大野 弘道						<p>大野弘道氏が有する、食品産業の役員として培われた広い視点と高い見識に基づく経営能力、特に財務部門において育まれたグループ視点、リスク視点からのマネジメント感覚は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。</p>
関口 博之						<p>関口博之氏が有する、放送記者、解説委員として培われたエネルギー、サステナビリティをはじめ経済全般に対する鋭い着眼力、本質に迫る深い洞察力、視聴者目線に立った説明力は、当社が目指す経営戦略の推進、監督に大いに役立つため。当社は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、客観性・中立性を発揮できる立場にあるかを総合的に検証し、社外取締役の独立性の有無を判断している。同氏は、当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認のうえ、独立役員として指定している。</p>

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	4	0	1	3	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 4名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
笹山 晋一	あり	なし	×	×	なし
糟谷 敏秀	あり	なし	×	×	なし
木本 憲太郎	あり	なし	×	×	なし
小川 慎介	あり	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置しています。当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行うこととしています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査の実効性を高めるため、監査委員会、会計監査人、内部監査部門間において、監査計画・結果の共有および意見交換等、緊密な相互連携の強化を図ります。

【独立役員関係】

独立役員の数 6名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役6名全員を独立役員として指定しています。当社との間に資本・取引・縁戚といった利害関係を有さず、当社の定める判断基準に基づき独立性があることを指名委員会において確認しています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役・執行役それぞれに求められる役割に応じ、短期インセンティブ報酬として賞与、非金銭型の中長期インセンティブ報酬として株式報酬を設定します。報酬全体に占める構成割合は後述の「<役員報酬に関わる基本方針>」のとおりです。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

- ・取締役(うち、社外取締役):12名(6名)に対し279百万円(76百万円)
- ・監査役(うち、社外監査役):5名(3名)に対し27百万円(9百万円)
- ・執行役(業務執行を担う取締役を含む):4名に対し158百万円

() 当社は、第221回定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しています。上記の「取締役」の報酬等には、第221回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の分が含まれています。そのうち執行役に就任した2名については、移行後の報酬等を「執行役」に記載しています。監査役5名は、第221回定時株主総会終結の時をもって退任しており、「監査役」の報酬等は2021年4月1日から同年6月29日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役に就任した3名については、移行後の報酬等を「取締役」として記載しています。「執行役」の報酬等は、移行後に就任した4名の2021年6月29日から2022年3月31日までの在任期間に係るものです。そのうち取締役を兼務する1名については、移行前の報酬等を「取締役」として、移行後の報酬等を「執行役」として記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年6月29日開催の報酬委員会において、以下のとおり「役員報酬に関わる基本方針」を決議しています。

<役員報酬に関わる基本方針>

当社は指名委員会等設置会社として、会社法に定める報酬委員会を設置するとともに、社外取締役の中から委員長を選定し、客観性・透明性を確保しつつ、役員(取締役および執行役)の個人別の報酬等を決定する。

(1) 役員の役割と報酬

役員に求められる役割は、短期および中長期にわたる企業価値の向上を図ることであり、報酬はそのインセンティブとして有効に機能するものとする。

(2) 報酬の水準

報酬の水準は、役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとし、経営環境の変化、外部専門機関の調査に基づく他社水準等を踏まえたものとする。

(3) 年間報酬の構成

年間報酬は「固定報酬(基本報酬)」と「インセンティブ報酬(賞与、株式報酬)」から構成する。

基本報酬 役位別に定められた定額を、月例報酬として支給する。

賞与 短期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に財務指標・非財務指標に対する期間業績の評価を反映し、年1回支給する。指標については毎年検討を行い、選定する。

株式報酬 非金銭型の中長期インセンティブ報酬として、役位別に定められた基準額に応じてポイントを付与し、退職時にそのポイント数に応じて株式を交付する。

取締役の報酬は基本報酬および株式報酬、執行役(取締役を兼務するものを含む)の報酬は基本報酬、賞与および株式報酬で構成する。構成割合については、取締役は基本報酬が90%程度、株式報酬が10%程度、執行役(取締役を兼務するものを含む)は基本報酬が65~70%、賞与が15~20%、株式報酬が10~20%程度とする。

【社外取締役のサポート体制】

- ・社外取締役は秘書部(取締役会事務局)がサポートしています。
- ・執行役の合理的な意思決定を支援する会議体(原則毎週開催)の資料等を閲覧できるシステム環境の整備および取締役会資料の事前説明を実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡本 毅	相談役	・必要に応じ広く経営全般について助言 ・経営上有用と認められる外部活動	非常勤、報酬有	2014/3/31	1年(再任可)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・相談役は、経営の意思決定には関与していません。
- ・元代表取締役社長である上原英治、市野紀生および鳥原光憲については、業務内容・報酬ともに無い名誉職として、名誉顧問となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2021年6月29日開催の第221回定時株主総会での承認をもって指名委員会等設置会社に移行しました。

<取締役会>

指名委員会等設置会社として、取締役会がより効果的に監督機能を果たすため、執行役を兼ねる取締役は代表執行役社長1名のみとし、執行と監督の機能を明確に分離し、緊張感のある経営を実現しています。その上で、多様性と客観性のある監督を取締役会運営の中心に置いたため、2/3を社外取締役で構成しています(社外取締役6名を含む9名で取締役会を構成しています)。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、法令または定款等のほか、取締役会規則の定めるところにより、経営計画、経営方針その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。また、業務執行に関わる意思決定を的確かつ迅速に行うため、業務執行に関わる権限を代表執行役社長に委任し、執行役がその執行状況を報告する体制としています。

なお、当社は、各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務の執行につき善意でかつ重過失がないときは会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結しています。

<指名委員会>

指名委員会は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員(過半数が社外取締役)で構成し、委員長は社外取締役が務めています。取締役の選任・解任に関する株主総会の議案内容、執行役の選任・解任等に関する取締役会の議案内容の決定等を行います。

<監査委員会>

監査委員会は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員(過半数が社外取締役)で構成し、委員長は社外取締役が務めています。取締役および執行役の職務の執行の監査並びに監査報告の決定、会計監査人の選任・解任および不再任に関する議案内容の決定等を行います。

<報酬委員会>

報酬委員会は、取締役の中から取締役会の決議によって選定された委員(過半数が社外取締役)で構成し、委員長は社外取締役が務めています。取締役および執行役の個人別の報酬等の方針を定め、その方針に従い、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定等を行います。

なお、本報告書提出日現在の取締役の氏名等は以下のとおりです。

氏名	役位	担当
広瀬 道明	取締役会長	指名委員、報酬委員
内田 高史	取締役	報酬委員
中島 功	取締役	監査委員
斎藤 一志	取締役(社外)	指名委員長、報酬委員
高見 和徳	取締役(社外)	報酬委員長、指名委員
枝廣 淳子	取締役(社外)	指名委員、報酬委員
引頭 麻実	取締役(社外)	監査委員長
大野 弘道	取締役(社外)	監査委員
関口 博之	取締役(社外)	監査委員

(1) 業務執行の機能に係る事項

取締役会に付議される事項をはじめ、経営に係る重要な事項については、執行役を中心に原則として毎週開催する経営会議において審議すること等により、的確かつ迅速な意思決定と、効率的な業務執行を実現しています。また、執行役の業務遂行を迅速かつ確実に行うため、執行役員制度を採用しています。

透明性のある経営の推進と風通しのよい組織風土づくりのため、代表執行役社長が委員長を務める「経営倫理委員会」を設置する等、コンプライアンス、保安、サステナビリティ、リスク管理等の経営上の重要課題に関する会議体を適宜設置し、グループ内における情報の共有化と全社的な方向性の検討・調整を行います。

(2) 監査・監督機能に係る事項

ア: 監査委員会

前述のとおり。

イ: 内部監査

内部監査組織として監査部(人員37名:2023年3月31日現在)を設置し、会計、業務、コンプライアンスおよび情報システムの観点を持ちつつ、内外の著しい環境変化に柔軟に対応するべく、リスクテーマに焦点を当てた監査を当社および子会社に対して行っています。

内部監査結果は、社長、経営会議および監査委員会に報告するとともに、被監査子会社の取締役等に報告しています。更には、子会社監査役との連携を通じたグループガバナンス強化を進めています。

ウ: 会計監査人

会社法および金融商品取引法に関する監査については、金融商品取引法に基づく内部統制監査を含めて有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し監査を受けています。

当社の監査業務を執行する公認会計士は、宍戸通孝氏、田村俊之氏、相澤尚也氏の3名であり、継続監査年数は、それぞれ3年、5年、0年(2023年3月31日現在)です。

(3) 指名の機能に係る事項

前述のとおり。

(4) 報酬決定等の機能に係る事項

前述のとおり。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図るため、指名委員会等設置会社を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・議案検討期間を1ヶ月程度確保できるよう、早期に発送している。
電磁的方法による議決権の行使	・書面のほか、パソコンまたはスマートフォンによる電子行使を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	・2006年のサービス開始当時から、機関投資家向けに東証プラットフォームを採用している。
招集通知(要約)の英文での提供	・2002年の第202回定時株主総会から、外国人株主に対し英文招集通知を同封し発送している。 ・英文招集通知についても、招集通知と同様、会社ウェブサイトに掲載しているほか、上場証券取引所に提出し公衆縦覧に供している。
その他	・招集通知を会社ウェブサイトに掲載している。 ・ビデオ上映・パワーポイント利用等の株主総会ビジュアル化を実施している。 ・事業報告映像の事前配信、株主総会映像の事後配信を実施している。 ・出席株主アンケートを実施し、株主総会運営の改善を行っている。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	URL: www.tokyo-gas.co.jp/IR/irpolicy_j.html ・ディスクロージャーポリシーを作成し、適宜見直しを行うとともに、会社ウェブサイト上で公表している。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の投資セミナー等で個人投資家向けに説明会を実施している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、期末決算および中期経営計画等の発表時に説明会を開催している他、四半期決算発表時やその他重要事項開示の際には必要に応じて説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: www.tokyo-gas.co.jp/IR/index.html ・決算短信 ・決算説明会資料(プレゼンテーション資料・解説付きプレゼンテーション資料・主なQ&A他) ・各種説明会資料(機関投資家向け・個人投資家向け) ・株主総会資料(招集通知、決議通知) ・統合報告書 ・インベスターズガイド(ファクトブック) ・有価証券報告書・四半期報告書 ・株主の皆さまへ(株主通信) ・その他、トップマネジメントメッセージや個人投資家向けの分かりやすい事業解説などさまざまな情報を開示している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・担当役員:専務執行役員 CFO 佐藤 裕史 ・担当部署:財務部 執行役員 財務部長 南 琢 財務部IRグループマネージャー 酒井 美穂子(事務連絡責任者)	

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・代表執行役社長自らが国内外投資家に対して個別の面談を行い、経営戦略等について説明を行っている。 ・当社への株主の理解促進のため、施設見学会等を随時実施している。 ・株主との建設的な対話の一環として、投資家と社外取締役のスマールミーティングを実施している。
-----	--

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「グループ経営理念」として、次のとおり規定している。</p> <p>[存在意義] 人によりそい、社会をささえ、未来をつむぐエネルギーになる。</p> <p>[価値観] 挑み続ける 日々、新たに挑戦し、学び続けます。 やり抜く 何事も自分事として結果にこだわってやり抜きます。 尊重する 価値観を認め合い、互いの可能性を大切にします。 誠意をもつ 「ステークホルダーと地球」の未来に対して、誠意ある行動をします。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>< 環境活動 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ経営理念のもと、「環境方針」と具体的な取り組み課題および達成目標である「環境目標」を定め、グループ全体で環境経営を推進している。 ・2020年度からは、当社独自の環境マネジメントシステム(TG-EMS)の運用を開始し、TG-EMSによるPDCAサイクルを回すことで、環境法令遵守をはじめとした環境への取り組みを体系的かつ確実なものとしている。 <p>< サステナビリティの推進 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループは「事業活動を通じた社会課題の解決によって社会価値および財務価値を創出し、持続可能な企業経営を行うことで、持続可能な社会の実現に貢献していくこと」をサステナビリティ推進の考え方としている。この考え方のもと、事業活動を通じてマテリアリティ(サステナビリティ上の重要課題)に取り組み、ESGを重視した経営とSDGsの達成に幅広く貢献していくことを目指している。人的資本、知的財産への投資、気候変動に関するTCFDの枠組みに基づく開示等を含めた具体的な内容は、東京ガス統合報告書(www.tokyo-gas.co.jp/IR/library/anurp_j.html)、東京ガスグループサステナビリティサイト(www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/index.html)で開示している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「私たちの行動基準」において、「私たちは、信頼を獲得するために、事業活動の透明性を高め、お客さまや株主、地域社会などに対し、正確な情報を積極的かつ迅速に公開します。」と規定している。 ・当社グループの全ての役員・従業員が、各ステークホルダーとの良好な関係を構築し、持続可能な社会の実現を目指すとした「ステークホルダー・エンゲージメントの考え方」を策定し、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまへの適切な情報開示を行っている。 ・東京ガスサステナビリティファクトブック(www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/download/index.html) ・東京ガスグループサステナビリティサイト(www.tokyo-gas.co.jp/sustainability/index.html)

その他

(1)お客さま

安心・信頼いただける企業グループであり続けるために、お客さまセンターや各種調査、お客さま接点機会などを通じてお寄せいただく「お客さまの声」に真摯に耳を傾け、業務改善や品質向上などに取り組むことによって、当社グループのCS向上に努めている。

(2)株主の皆さま

<2023年度実績から適用される方針>

配当に加え、消却を前提とした自己株式取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向(連結当期純利益に対する配当と自己株式取得の割合)は、各年度4割程度を目安とする。配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していく。

<2022年度実績まで適用される方針>

経営の成果を、お客さまサービス向上と持続可能な社会の実現に振り向けるとともに、株主のみなさまに適切・タイムリーに配分する。

株主のみなさまには、配当に加え、消却を前提とした自社株取得を株主還元の一つとして位置付け、総還元性向(連結当期純利益に対する配当と自社株取得の割合)の目標を、2022年度に至るまで各年度5割程度とする。

また、配当については、安定配当を維持しつつ、中長期の利益水準を総合的に勘案し、成長に合わせて緩やかな増配を実現していく。

(3)地域社会

当社グループは地域行政や地域社会への広聴広報活動によって把握した地域のニーズ(防災・保安、エネルギー・環境、学校教育等)に応える共創提案活動に努めている。

(4)従業員

多様な知識・能力・経験・背景を持つ従業員一人ひとりが、最大限に成長し、活躍し続けるため、「挑戦による成長」「多様性を力に」をコンセプトに人事諸施策を展開している。具体的には、社内人材公募の拡大による挑戦機会の提供や育児支援制度の充実・積極的なキャリア開発支援等、環境整備を通じた女性の活躍のフィールドを広げるための取り組み推進、介護を抱える従業員や障がい者にとって働きやすい環境づくり等の取り組みを進めている。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2022年3月23日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の改定を決議し、以下のとおりとしています。

東京ガス株式会社(以下、「当社」という。)は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。当社および子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、それぞれの自律性を尊重するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その持続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

- (1) 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
当社グループの内部監査を分掌する部門(以下、「内部監査部門」という。)を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務報告の信頼性を確保する。
インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。
反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。
- (2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。
災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。
- (4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。
- (5) 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制
子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。
- (6) 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項
監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。
- (7) 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制
当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、および重要な情報を入手できることを保証する。
監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然とした態度で対応し、これを排除していくことを基本方針としています。

具体的には、「私たちの行動基準」の中に「反社会的勢力への毅然とした対応」を明記し、当社グループ内において研修等により周知、徹底するとともに、反社会的勢力への対応部署を定め、不当要求等があった場合の連絡・相談体制を整備しています。
あわせて、警察や外部専門機関とも緊密に連携を図るとともに、必要な関連情報の収集に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、「株式会社の支配に関する基本方針」を以下のとおり定めています。

当社は上場会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われることも考えられますが、その場合に応じるか否かは、最終的には当社の株主さま全体のご意思に基づき決定されるべきものと考えています。しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的・方法等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものがあり、当社はこうした大量買付行為を不適切であると判断します。判断にあたっては、買付者の事業内容や将来の事業計画、並びに過去の投資行動等から、当該買付行為または買収提案による当社企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に検討していきます。

当社としては、不適切な大量買付行為に対する最大の防衛策は「企業価値の向上」であると考えております。現在のところ、当社は具体的な買収の脅威にさらされておらず、いわゆる「買収防衛策」を予め導入することはいたしません。市場動向等を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、会社情報の適時開示に係る社内体制(適時開示体制)を以下のとおり整備し、運用しています。

1. 適時開示に係る基本姿勢・方針

当社は企業行動理念において、公益的使命と社会的責任を自覚しながら企業価値を増大させるとともに、法令およびその精神を遵守し、高い倫理観をもって、公正かつ透明な企業活動を行うことを定めています。

この理念に基づき、当社は上場会社として、株主・投資者の皆さまに対して迅速、正確かつ公平な会社情報の開示(以下、「適時開示」)を適切に行えるよう社内体制を構築・運用しています。また、今後も継続して社内体制の整備・強化を図ってまいります。

2. 適時開示業務の執行体制

(1) 社内体制

当社は、情報取扱責任部門として法務部が適時開示業務を担当しており、適時開示に係る社内規則の策定や社内情報伝達・管理体制の整備等を行っています。また、迅速かつ的確な情報伝達や社内規則の周知徹底等を目的として各部門・各部および子会社に情報管理責任者を置くとともに、子会社を含む当社グループの会社情報については、子会社管理規則等により、所管の各部門への報告を通じて網羅的に伝達される体制を整備しています。

(2) 会社情報の伝達、判断および適時開示

「有価証券上場規程」等に定められている「決定事実に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報」に係る会社情報(子会社情報を含む。以下同じ。)は、社内規則に基づき、各部門・各部が法務部(情報取扱責任部門)に伝達しています。伝達された会社情報については、「有価証券上場規程」等に定められている開示基準への該当性・開示の時期等に関する協議を行い、開示が必要と判断した場合には、投資判断への影響等を踏まえ、正確性・公平性に留意しつつ必要十分な内容を記載した開示資料を作成しています。並行して法務部(情報取扱責任部門)は、適時開示および報道機関・投資者への公表等に関して広報部・財務部と協議を行うとともに、必要に応じて、当該会社情報の事業運営、経営成績あるいは財政状態に及ぼす影響を把握する観点から財務部・経理部等に照会を行っています。作成された開示資料は、社内規則に則り、法務部(情報取扱責任部門)が適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて、適時適切に報告・開示しています。また、情報提供の公平性を強化する目的から、当社ホームページのIRサイトに開示資料を掲載しています。

(3) 教育・啓蒙・周知

法務部(情報取扱責任部門)は、各部門・各部の情報管理責任者に対して適宜適時開示およびインサイダー取引防止の教育を行うとともに、情報管理責任者を通じて、当社・子会社の役員・従業員等に対してインサイダー取引規制に抵触しないよう情報管理に関する教育や注意喚起を行い、情報管理の重要性の周知に努めています。また、社内イントラネット上で適時開示およびインサイダー取引規制に関して情報提供を行い、周知を行っています。

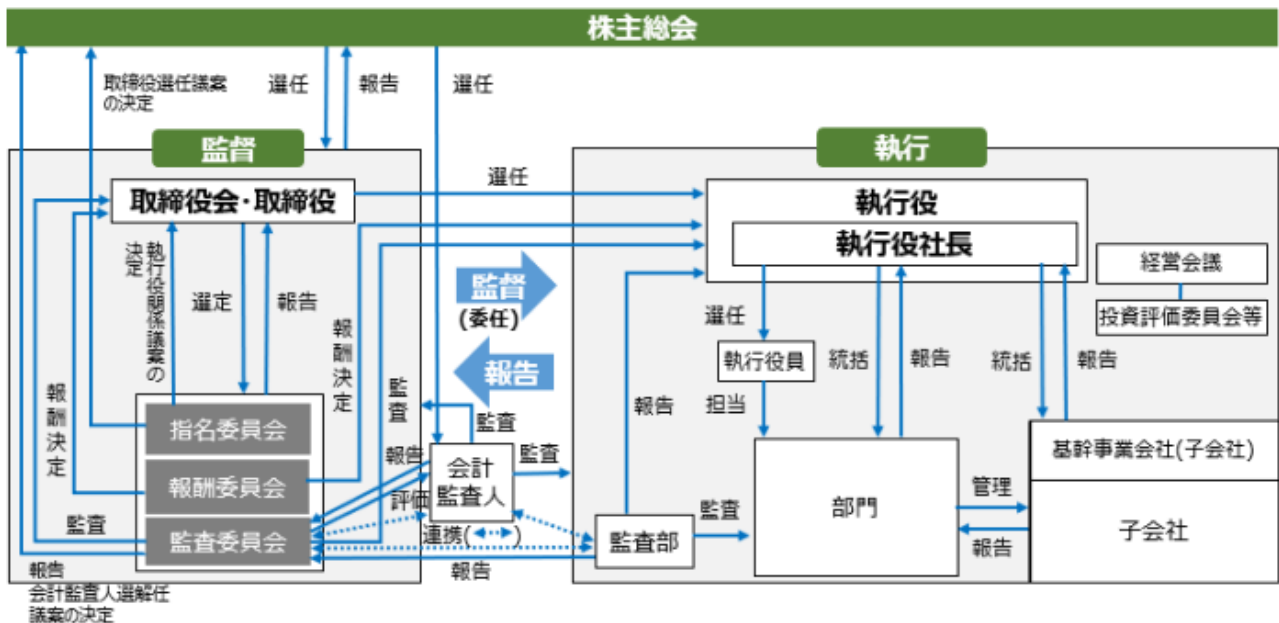
(4) モニタリング体制

内部監査部門である監査部は、必要に応じて、関連法令・有価証券上場規程等を遵守し適時開示が実施されているかどうかについて監査を行い、その結果を経営トップに報告するとともに、改善指導を行う体制を整備しています。

監査委員会は、内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査の一環として、監査部から報告を受け、その内容について監視検証します。

【参考資料：模式図】

コーポレートガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制

